

議 事 録

会 議	長野市中心市街地活性化協議会 第17回運営会議
議 事	(1) 認定第二期長野市中心市街地活性化基本計画の変更について (2) 長野市中心市街地活性化基本計画変更についての意見書(案)について (3) 第二期長野市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
日 時	平成25年2月15日(火) 10時～
場 所	長野商工会議所 4階 特別会議室
出席者 (敬称略)	<p>(運営委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(株)まちづくり長野 北村正博(会長)、宮島章郎(副会長) ・長野商工会議所 田中安彦 ・長野経済研究所 宮前肇 ・長野市 原田広巳(都市整備部長) <p>(タウンマネージャー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(株)まちづくり長野 越原照夫 <p>(市担当課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進課 小田切室長、小林係長、小林主査 ・産業政策課 青沼主査 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(株)まちづくり長野 川島 <p style="text-align: right;">【計人】 11人</p>
資 料	<p>①会議次第</p> <p>②認定第二期長野市中心市街地活性化基本計画の変更について 【資料1】</p> <p>③長野市中心市街地活性化基本計画変更についての意見書(案)について 【資料2】</p> <p>④第二期長野市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について 【資料3】</p>
内 容	<p>1、認定中心市街地活性化基本計画の変更についての説明【資料1】</p> <p style="text-align: right;">【長野市まちづくり推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の支援措置の活用による変更について「権堂地区賑わい滞留空間整備事業」は権堂地区再生計画に位置付けられている事業であり「賑わい滞留空間の整備」は既存映画館、平置き駐車場などの低未利用地を滞留空間の根拠として活用するため整備する。また、「道空間の整備」は滞留空間の拠点整備を補完し、権堂らしい魅力を高め、回遊を促すため周辺道路、小路を整備する。どちらの事業も事業計画が縮まり平成25年度より着工するため、国の支援措置である「社会資本整備総合交付金」(都市再生整備計画)「社会資本整備総合交付金」(市街地再生事業等と一体の効果促進事業)と支援措置名が変更し、事業を推進する。 ・国の支援措置に関わらない変更については名称が正式に決定したことに伴う実施主体

名称変更。「権堂B-1地区市街地再開発組合」「長野市善光寺表参道ガイド協会」以上、3つの変更点について内容を詳しく説明し運営会議に諮ったところ、出席者全員の賛成をもってこれを承認した。

2、第二期長野市中心市街地活性化基本計画の進捗状況についての説明【資料3】

【長野市まちづくり推進課】

第二期長野市中心市街地活性化基本計画は平成24年3月29日付けで内閣総理大臣から認定されたことに伴い、国の集中的かつ、効果的な支援を受けつつ、更なる活性化に向け40事業に取り組んでいる。第二期長野市中心市街地活性化基本計画の期間、目標、事業について、内容や進捗状況を詳しく説明した。

3、意見書(回答)作成にかかる経緯説明【タウンマネージャー 越原照夫】

- 平成25年1月24日付け24まち第184号で協議のありました、認定第二期長野市中心市街地活性化基本計画の変更に伴う意見について、当協議会会員39名に平成25年2月5日から平成25年2月13日迄の間、事前に意見を募集。会員からの意見と委任状提出状況は『基本計画変更についての意見集約表』のとおり。この各協力会員から頂いた意見を反映させ、取りまとめたものが【資料2】の『中心市街地活性化協議会としての認定第二期長野市中心市街地活性化基本計画の変更について』である。

本協議会は、貴市による「認定第二期長野市中心市街地活性化基本計画の変更」について、本協議会に賛同致します。

4、意見書(回答)の決議

- 意見書(回答)について、運営会議に諮ったところ、出席者全員の賛成をもってこれを承認した。

以上をもって、第17回運営会議は終了した。

以上。